

国民健康保険に加入している方へ

「高額介護合算療養費」についてのお知らせ

世帯内の国民健康保険の加入者全員の「病院や薬局にかかったときの自己負担額」と「介護保険サービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、「介護合算算定基準額（下表）」を超えた場合に、その超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は国民健康保険と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、国保・介護のそれぞれから支払われます。

【70歳～74歳の場合】

区 分		介護合算算定基準額
現役並み所得者		67 (89) 万円
一 般		56 (75) 万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31 (41) 万円
	区分Ⅰ	19 (25) 万円

【70歳未満の場合】

区 分		介護合算算定基準額
上位所得者		126 (168) 万円
一 般		67 (89) 万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	34 (45) 万円
	区分Ⅰ	34 (45) 万円

通常、毎年8月から翌年7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成20年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することができます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、() 内の金額です。

※国民健康保険又は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が500円未満の場合は支給されません。

※区分は毎年7月31日現在で判定します。

現役並み所得者：同じ世帯内に住民税の課税所得が145万円以上ある70歳から74歳の国保加入者が一人でもいる方です。

上位所得者：同じ世帯内の国保加入者全員の基礎控除後の総所得が合計で600万円を超える方です。

住民税非課税世帯

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方に適用されます。

- ①世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
- ②老齢福祉年金を受給されている方

○申請手続き

支給の対象となる方へは2月上旬に申請手続きのご案内をする予定です。

平成20年4月から平成21年7月の間に町外から転入された方や他の健康保険に加入したことのある方は、その時の健康保険や介護保険で発行した自己負担額証明書とともに役場へ申請が必要です。

問合せ 健康福祉課健康推進室国保医療係 ☎⑤ 4556